

独立行政法人宇宙航空研究開発機構法案要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、独立行政法人宇宙航空研究開発機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とすること。

二 定義

この法律において「宇宙科学」とは、宇宙理学及び宇宙工学の学理及びその応用を、「基盤的研究開発」とは、研究及び開発（以下「研究開発」という。）であつて次のいずれかに該当するものをいうとすることとともに、「人工衛星等」とは、人工衛星（地球を回る軌道の外に打ち上げられる飛しょう体及び天体上に置かれる人工の物体を含む。）及びその打上げ用ロケットをいうとすること。

1 科学技術に関する共通的な研究開発

2 科学技術に関する研究開発であつて、国の試験研究機関又は研究開発を行う独立行政法人に重複して設置することが多額の経費を要するため適当でないと認められる施設及び設備を必要とするもの

3 科学技術に関する研究開発であつて、多数部門の協力を要する総合的なもの

三 名称

この法律及び独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人宇宙航空研究開発機構とすること。

四 機構の目的

独立行政法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）は、大学との共同等による宇宙科学に関する学術研究、宇宙科学技術に関する基礎研究及び宇宙に関する基盤的研究開発並びに人工衛星等の開発、打上げ、追跡及び運用並びにこれらに関連する業務を、平和の目的に限り、総合的かつ計画的に行うとともに、航空科学技術に関する基礎研究及び航空に関する基盤的研究開発並びにこれらに関連する業務を総合的に行うことにより、大学等における学術研究の発展、宇宙科学技術及び航空科学技術の水準の向上並びに宇宙の開発及び利用の促進を図ることを目的とすること。

五 事務所

機構は、主たる事務所を東京都に置くこと。

六 資本金

機構の資本金は、附則の規定により政府及び政府以外の者からの出資があつたものとされる合計額とするとともに、機構は、必要があるときは、主務大臣の認可を受けて資本金を増加することができるものとすることとし、その際政府は、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができること及び土地又は建物その他の土地の定着物を出資の目的とすることができること。

七 出資証券

機構は、出資に対し、出資証券を発行し、出資証券は記名式とすること。

八 持分の払戻し等の禁止

機構は、出資者に対しその持分を払い戻すことができないこととともに、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができないとすること。

第二 役員等

一 役員

機構に役員として、その長である理事長及び監事二人を置くこととともに、役員として、副理

事長一人及び理事七人以内を置くことができるものとする。

二 副理事長及び理事の職務及び権限等

1 副理事長は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理すること。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長（副理事長が置かれているときは、理事長及び副理事長）を補佐して機構の業務を掌理すること。

3 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、副理事長とし、ただし、副理事長が置かれていない場合であつて理事が置かれているときは理事、副理事長及び理事が置かれていないときは監事とする。

4 副理事長及び理事が置かれていないときに、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならないとすること。

三 役員任命の際の宇宙開発委員会の同意等

1 文部科学大臣は、通則法第二十条第一項の規定により理事長を任命しようとするときは、宇宙開発

委員会の同意を得なければならないとすること。

- 2 文部科学大臣は、通則法第二十条第二項の規定により監事を任命しようとするときは、宇宙開発委員会委員会の意見を聴かなければならないとすること。

四 役員任期

- 1 理事長の任期は、任命の日からその日を含む中期目標の期間の末日までとし、中期目標の期間が変更されたときは、変更後の中期目標の期間の末日までとすること。

- 2 副理事長及び理事の任期は、当該副理事長及び理事について理事長が定める期間（その末日が理事長の任期の末日以前であるものに限る。）とし、理事長の任期が変更された場合において、副理事長又は理事の任期の末日が理事長の任期の末日後となるときは、当該副理事長又は理事の任期は、変更後の理事長の任期の末日までとすること。

- 3 監事の任期は、二年とすること。

五 役員欠格条項の特例

- 1 通則法第二十二条の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定めるものは、非常勤の理事又は監事

となることができるものとする。

2 通則法第二十二條に定めるもののほか、物品の製造若しくは販売又は工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害關係を有するもの等は、役員となることができないものとする。

3 機構の理事長、副理事長、理事及び監事の解任に関する通則法第二十三條第一項の規定の適用について、所要の読替えを行うこと。

六 役員及び職員の秘密保持義務

機構の役員及び職員は職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならず、退職した後も同様とする。

七 役員及び職員の地位

機構の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすものとする。

第三 業務等

一 業務の範囲等

1 機構は、第一の四の目的を達成するため、次の業務を行うこと。

- (1) 大学との共同その他の方法による宇宙科学に関する学術研究を行うこと。
- (2) 宇宙科学技術及び航空科学技術に関する基礎研究並びに宇宙及び航空に関する基盤的研究開発を行うこと。
- (3) 人工衛星等の開発並びにこれに必要な施設及び設備の開発を行うこと。
- (4) 人工衛星等の打上げ、追跡及び運用並びにこれらに必要な方法、施設及び設備の開発を行うこと。
- (5) (1)から(4)までの成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- (6) 機構の施設及び設備を学術研究、科学技術に関する研究開発並びに宇宙の開発及び利用を行う者の利用に供すること。
- (7) 宇宙科学並びに宇宙科学技術及び航空科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。
- (8) 大学の要請に応じ、大学院における教育その他その大学における教育に協力すること。
- (9) (1)から(8)までの業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は1の(4)の人工衛星等の打上げの業務を行う場合には、主務大臣の認可を受けて定める基準に従わなければならないものとする。

二 宇宙開発に関する長期的な計画

主務大臣は、中期目標（航空科学技術に関する基礎研究及び航空に関する基盤的研究開発等に係る部分を除く。）を定め、又は変更するに当たっては、宇宙開発委員会の議決を経て主務大臣が定める宇宙開発に関する長期的な計画に基づかなければならないこととする。

三 学術研究の特性への配慮

文部科学大臣は、中期目標（宇宙科学に関する学術研究等に係る部分に限る。）を定め、又は変更するに当たっては、学術研究の特性への配慮をしなければならないこととする。

四 人工衛星等の打上げに係る保険契約の締結

機構は、人工衛星等の打上げにより他人に生じた損害を賠償するため、主務大臣が定める金額を担保することができる保険契約を締結していなければ、人工衛星等の打上げを行ってはならないこととする。

五 受託打上げに関する特約

機構は、主務大臣の認可を受けて、受託打上げにより受託打上げ関係者以外の者に損害が生じた場合における損害賠償に関する特約を打上げ委託者とすることができることとする。

六 積立金の処分

1 機構は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、積立金があるときは、その額に相当する金額のうち主務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源とすることができるものとする。

2 主務大臣は、1の承認をしようとするときは、文部科学省及び総務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならないものとする。

3 機構は、1の積立金の額から主務大臣の承認を受けた額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならないものとする。

第四 雑則

一 主務大臣の要求

- 1 主務大臣は、宇宙の開発及び利用に関する条約その他の国際約束を我が国が誠実に履行するため必要があると認めるときは、機構に対し、必要な措置をとることを求めることができることとする。
- 2 機構は、主務大臣から1による求めがあつたときは、その求めに応じなければならないものとする。

二 機構の解散時における残余財産の分配

機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。

三 主務大臣等

- 1 機構に係る主務大臣は、次のとおりとすること。

- (1) 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務（2）以外のもの）に関する事項については、文部科学大臣

- (2) 資本金の増加及び積立金の処分並びに通則法第三十八条、第四十四条及び第四十八条（機構の業

務の用に供する重要財産に係る部分に限る。）に規定する管理業務に関する事項については、文部

科学大臣及び総務大臣

(3) 第三の一の一の業務（(4)以外のもの）に関する事項については、文部科学大臣

(4) 第三の一の一の業務のうち、(3)及び(4)（宇宙科学に関する学術研究のためのものを除く。）並びにこれらに関連する(5)及び(6)に関する事項については、文部科学大臣及び総務大臣

2 総務大臣は、専ら1の(4)の業務の適正かつ確実な実施を図る観点から、1の(2)の認可又は承認を行うものとする。

3 機構に係る通則法における主務省は文部科学省とし、主務省令は主務大臣の発する命令とすること。

四 独立行政法人評価委員会への意見聴取等

通則法第三十八条第三項、第四十四条第四項及び第四十八条第二項の規定（三の1の(4)の業務の用に供する重要な財産に係る部分に限る。）及び三の1の(4)の業務に関する通則法第二十八条第三項、第二

十九条第三項、第三十条第三項及び第三十五条第二項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは「評価委員会及び総務省の評価委員会」とするとともに、文部科学省の独立行政法

人評価委員会は、三の１の(４)の業務に関し通則法三十二条第一項又は第三十四条第一項の評価を行おうとするとき及び通則法第三十二条第三項後段(通則法第三十四条第三項において準用する場合を含む。)(の勧告をしようとするときは、総務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならないとすること。

五 財務大臣との協議

主務大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならないものとする。

- (1) 資本金の増加及び機構が受託打上げに関する特約をすることについての認可をしようとするとき。
- (2) 宇宙開発に関する長期的な計画を定めようとするとき。
- (3) 人工衛星等の打上げにより他人に生じた損害を賠償するための保険契約に係る保険金額を定めようとするとき。
- (4) 積立金の処分に関する承認をしようとするとき。

六 国家公務員共済組合法の適用に関する特例

機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に

規定する職員には該当しないものとする。

第五 罰則

所要の罰則規定を設けるものとする。

第六 附則

一 この法律は、公布の日から施行するものとする。

二 機構の成立の際現に文部科学省の機関で政令で定めるもの、独立行政法人航空宇宙技術研究所及び宇宙開発事業団の職員であるものは、別に辞令を発せられない限り、機構の成立の日において、機構の職員となるものとする等所要の経過措置を規定すること。

三 機構の成立の際、機構の業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、機構の成立の時にいて機構が承継するとともに、航空宇宙技術研究所及び宇宙開発事業団は、機構の成立の時にいて解散し、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産として国が承継するものを除き、その一切の権利及び義務は、機構が承継するものとする。

四 機構が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継される権利に係る土地等の価額の合計額

に相当する金額を、航空宇宙技術研究所の権利及び義務を承継したときは、機構が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額を、政府から機構に出資されたものとともに、宇宙開発事業団の権利及び義務を承継したときは、国及び機構が承継する事業団に属する資産の価額の合計額から機構が承継する負債の金額を差し引いた額に、事業団に対する政府以外の者の出資額の割合を乗じて得た額は、当該政府以外の者から、機構が承継する事業団に属する資産の価額から負債の金額を差し引いた額から、政府以外の者から出資があつたものとされた額を差し引いた額は、政府から、それぞれ機構に出資されたものとする事。

五 その他所要の経過措置等を整備するものとする事。